

⇩ 評価差額に対する法人税額等相当額

Q : 自社株を計算する場合の率が変わったとか。どのようになったのですか？

A : 自社株を純資産価額方式で計算する場合の評価差額に対する法人税額等に相当する金額に規定されている法人税率等の合計割合が45%から42%に変更されました。

【解説】

取引相場のない株式を純資産価額方式で評価する場合、次のように計算します。

純資産価額 = (総資産価額 - 負債の合計額 - 評価差額に対する法人税額等に相当する金額) ÷ 発行済株式総数

評価差額に対する法人税額等に相当する金額 = (相続税評価額による純資産価額 - 帳簿価額による純資産価額) × 法人税率等の合計割合

この法人税率等の合計割合が、税制改正によって法人税率が30%から4.5%引き下げられたこと、法人税額の10%相当額(2.55%)が復興特別法人税として創設されたことから、次のように、これまでの45%から42%に改正されることになりました。

法人税	25.5%
復興特別法人税	2.55%
法人事業税	5.3%
地方法人特別税	4.293%
都道府県民税	1.275%
市区町村民税	3.1365%
合計	42.0545% → 42%

改正は、平成24年4月1日以後の評価から適用されることになります。

